

島根労働局発表  
令和5年7月26日(水)

担当 島根労働局労働基準部監督課  
課長 濱崎 雄俊  
監察監督官 森下 孝則  
0852-31-1156

## 県内の建設工事現場一斉監督の実施結果について ~41現場のうち18現場(43.9%)で労働安全衛生法に違反~

島根労働局(局長 みやぐち しんじ 宮口 真二)では、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、全国安全週間における集中的な取組の一環として、管下4つの労働基準監督署において、県内の建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

監督指導を実施した結果、18現場(違反率43.9%)、37事業者(違反率23.7%)に何らかの労働安全衛生法違反が認められたことから、是正勧告等を行いました。

このうち、1現場については、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備等の使用停止命令の行政処分を行いました。

また、監督指導を実施した全ての現場に対して、熱中症予防対策の実施等について、リーフレットを手交する等により取組の促進を図りました。

島根労働局では、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

### 【監督実施結果の概要】

#### 1 実施対象期間

令和5年7月1日(土)から同年7月7日(金)

#### 2 監督実施建設工事現場数

建設工事現場数 41 現場  
(全事業者数 元請事業者:41、下請事業者:115) 156 事業者

#### 3 労働安全衛生法違反の状況

違反現場数 18 現場 (違反率:43.9%)  
違反事業者数 37 事業者 (違反率:23.7%)  
(元請事業者:18、下請事業者:19)  
使用停止命令等( ) 1 現場 (違反率:2.4%)  
1 事業者 (違反率:0.6%)

重篤な労働災害におそれがあるとして行政処分を行ったもの。

【別添】県内の建設工事現場一斉監督実施結果(島根労働局)

## 県内の建設工事現場一斉監督実施結果（島根労働局）

## 1 建設工事現場一斉監督実施結果（〔 〕内は違反率）

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施建設工事現場数	13	27	1	41
うち違反建設工事現場数	6 [46.2%]	11 [40.7%]	1 [100.0%]	18 [43.9%]
うち使用停止等処分工事現場数	0 [0.0%]	1 [3.7%]	0 [0.0%]	1 [2.4%]
監督実施事業者数	41	114	1	156
うち元請事業者数	13 [31.7%]	27 [23.7%]	1 [100.0%]	41 [26.3%]
うち違反事業者数	6 [14.6%]	11 [9.6%]	1 [100.0%]	18 [11.5%]
うち下請事業者数	28 [68.3%]	87 [76.3%]	0 [0.0%]	115 [73.7%]
うち違反事業者数	5 [12.2%]	14 [12.3%]	0 [0.0%]	19 [12.2%]
うち使用停止等命令書交付事業者数	0 [0.0%]	1 [0.9%]	0 [0.0%]	1 [0.6%]

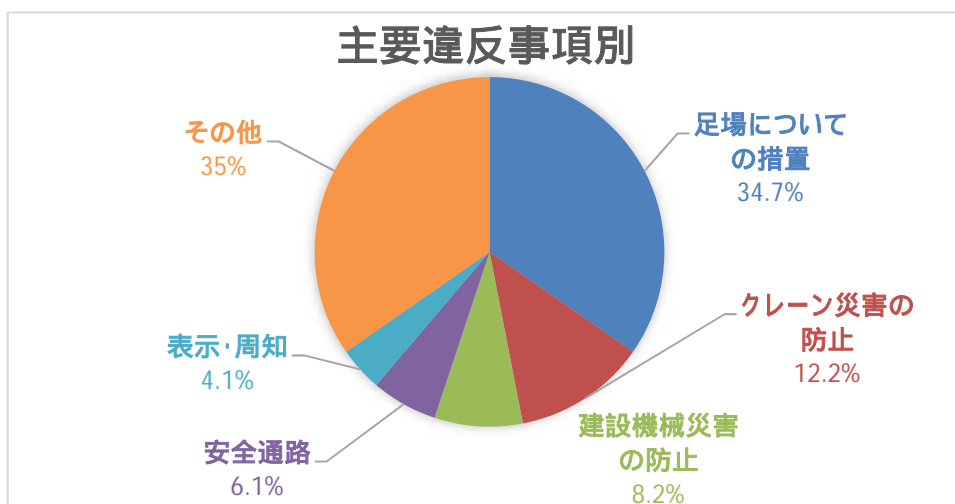
（参考）近年の一斉監督実施状況

（今回の実施結果）

	(参考)令和3年度	(参考)令和4年度	令和5年度
監督実施建設工事現場数	41	56	41
うち違反建設工事現場数	16 [39.0%]	20 [35.7%]	18 [43.9%]
うち使用停止等処分工事現場数	3 [7.3%]	1 [1.8%]	1 [2.4%]
監督実施事業者数	185	252	156
うち元請事業者数	41 [22.2%]	56 [22.2%]	41 [26.3%]
うち違反事業者数	16 [8.6%]	20 [7.9%]	18 [11.5%]
うち下請事業者数	144 [77.8%]	196 [77.8%]	115 [73.7%]
うち違反事業者数	21 [11.4%]	21 [8.3%]	19 [12.2%]
うち使用停止等命令書交付事業者数	4 [2.2%]	2 [0.8%]	1 [0.6%]

## 2 法令違反の状況

- 監督実施建設工事現場41現場のうち、「労働安全衛生法等に係る法令違反」は、18現場（43.9%）であり、違反事業者数は37事業場（23.7%）であった。
- 主要違反事項の内訳は、足場についての措置が17件（34.7%）と最も多く、以下、クレーン災害の防止6件（12.2%）、建設機械災害の防止4件（8.2%）、安全通路3件（6.1%）、表示・周知2件（4.1%）であった。



### 3 主な労働安全衛生法違反の態様

違反事項	労働安全衛生法違反の態様
足場についての措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物周囲に設けた足場の一部に手すり等が取り付けられておらず、手すり等を取り付けるよう使用停止等命令の行政処分をした。</li> <li>・ 足場の作業床について、床材間に大きな隙間が認められたことから是正勧告した。</li> <li>・ 足場の作業床上に不要な資材等が置かれ、通行時につまずいて転倒する等の危険性があったことから是正勧告した。</li> </ul>
建設機械、クレーン災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械を使用する作業において、あらかじめ、建設機械の運行経路や作業の方法等について作業計画を作成していなかったことから是正勧告した。</li> <li>・ クレーンを使用する作業において、あらかじめ、クレーンの運転について一定の合図を定めて作業を行っていなかったことから是正勧告した。</li> </ul>
安全通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場内に安全に通行するための通路が設けられていなかったことから是正勧告した。</li> </ul>

### 4 現場における好取組事例

分類	内容
熱中症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温湿度計とWBGT値チェック表を掲示し、熱中症の危険度を現場作業員に周知していた。【写真番号1】</li> <li>・ 深部体温を計測し、一定の温度を超えるとアラームとLED表示で知らせる計測機器を個人配付していた。【写真番号2】</li> <li>・ 朝礼等で集団になる場所の周りにミスト噴射機能付扇風機を複数台設置していた。【写真番号3】</li> <li>・ 休憩所近くに熱中症対策専用の自動販売機を設置していた。【写真番号4】</li> <li>・ 現場内に製氷機を設置していた。【写真番号5】</li> <li>・ 現場内のトイレにエアコンを設置するとともに、男女別のトイレとしていた。【写真番号6】</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場の騒音と振動の大きさについて、集音機等を使って数値をデジタル表示することにより、見える化が図られていた。【写真番号7】</li> <li>・ スマートウォッチを活用し、緊急時連絡体制の強化、迅速化が図られていた。</li> <li>・ 喫煙者用と非喫煙者用に分けた休憩所を設け、受動喫煙の防止に努めていた。</li> <li>・ フルハーネス用のハンガーを設置していた。【写真番号8】</li> </ul>

写真番号1



写真番号2



写真番号3



写真番号4



写真番号5



写真番号6



写真番号7



写真番号8

